

天川村物品購入等の入札執行についての心得（一般競争用）

（目的）

第1条 天川村（以下「村」という。）が発注する物品購入等の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者は、天川村契約規則その他関係法令に定めるもののほか、契約書案、仕様書、説明書等（以下「仕様書等」という。）等の必要な条件を承諾のうえ、この入札心得の定めるところにより競争入札に参加するものとする。

（競争入札への参加）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、競争入札の公告（以下「公告」という。）の指定期日までに、必要書類を添えて物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（別紙様式）を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。ただし、村長がその必要がないと認めるときには、この限りではない。

2 競争入札に参加できる者は、公告に示した参加資格条件を満たし、村長から参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）とする。

（入札等）

第3条 入札参加者は、入札書を作成、封かんのうえ、表面に「物品購入等入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所又は所在地及び氏名又は名称を記載し、公告に示した指定日時に指定場所にて、入札執行者に提出すること。

2 入札参加者は、代理人として入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

5 入札参加者（代理人を含む。）は、入札書に使用する印鑑を持参すること。

（入札の辞退）

第4条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次の方法により入札を辞退することができる。

（1）入札執行前には、入札辞退届を持参により提出する。

（2）入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に提出する。

（3）入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 物品購入等入札参加資格確認申請（一般競争）に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 一般競争入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点において参加資格を失った者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 入札事項若しくは価格を表示しない又は不明確な入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (10) 入札に際して不正の行為があった認められる入札
- (11) 仕様書等に示した条件等、競争入札に関する条件に違反した入札

2 前項の規定による入札の無効に対しては、異議の申立てができない。

(入札金額)

第8条 入札金額は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記入すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記入された当該金額の100分の5に相当する額を、当該金額に加算した金額をもって落札価格とする。

(落札者の決定)

第9条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札となるべき者が2人以上あるきは、直ちにクジにより落札者を決定する。

(再度の入札)

第10条 開札の結果、落札者がいないときは、1回を限度として直ちに再度の入札を行う。

ただし、予定価格を入札執行前に公表したときは再度の入札は行わない。

2 前項の規定による再度の入札には、第1回目の入札において、次の各号の一に該当した者はできない。

- (1) 入札に参加しなかった者又は入札を辞退した者
- (2) 第7条第1項の規定による無効の入札を行った者

3 再度の入札の結果、落札者がいない場合で随意契約に切り替えることが可能であるときは、最低価格の入札を行った者から、2回を限度として見積書を徴取する。

(落札の取消)

第11条 次の各号の一に該当するときは、落札を取り消す。

- (1) 落札者が指定納期限内契約を締結しないとき
- (2) 入札者又は落札者が不正の入札を認めたとき
- (3) 落札者が入札資格に欠け又は欠けたことを発見したとき
- (4) 落札者が自己の責に帰すべき理由によって既に締結した他の契約を解除されたとき

(5) 落札の決定後特別の理由によって契約の締結ができないとき
(契約の保証)

第12条 入札保証金は、公告文に特に記載してある場合を除き、全額免除とする。

(異議申立て)

第13条 入札者は、入札後、関係法令規則及びこの心得並びに仕様書、物品購入等説明書等を理由として、異議を申して立てることはできない。